

研修業務委託契約書

株式会社（以下「委託者」という。）および██████████（以下「受託者」という。）は、以下のとおり、研修業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

委託者は、受託者に対し、第2条に定める内容の研修業務（以下「本研修指導業務」という。）を委託し、受託者はこれを受託する。

第2条（研修指導業務の内容）

1 本研修指導業務の内容は、次の各号に定める事項とする。

（1）名称：██████████

（2）実施方法：LMS（Learning Management System）による E ラーニング研修

（3）標準学習時間：11 時間（オープニング除く）

（4）提供コンテンツ（全 16 チャプター）：

1. ██████████ (15 分)
2. ██████████ (5 分)
3. ██ (5 分)
4. ████████████████████████████ (5 分)
5. ████████████████████ (10 分)
6. ████████████████████████████████████ (25 分)
7. ████████████████████████████ (15 分)
8. ██ (60 分)
9. ████████████████████████████████████ 70 分)
10. ████████████████████ (10 分)
11. ████████████████████████ 10 分)
12. ████████████████████ 100 分)
13. ██ (10 分)
14. ████████████████████████████ (90 分)
15. ████████████████████████████ (105 分)
16. ██ (140 分)

（5）付帯サービス：

- ・ LMS アカウント発行
- ・ 研修修了証の発行（全チャプター修了完了時）

第3条（対価および支払方法）

1 委託者は、受託者に対し、本研修指導業務の対価として、受講者1名につき金 万円を支払う。今回の受講者は以下に記載のとおり合計 名とし、委託者は受託者に対し、前項の単価に受講者数を乗じた金額（ 万円）に、別途消費税および地方税相当額加算して支払うものとする。

（受講者氏名）

・
・
・
・
・

2 受託者は、本契約締結月の月末に請求書を発行し、委託者は翌月末日までに受託者の指定する銀行口座へ振込により支払うものとする。振込手数料は委託者の負担とする。

第4条（返金及び中途解約精算）

1 本サービスの役務提供開始日（受講用アカウント発行日を含む。以下同じ。）以降に、委託者又は受講者の都合により本契約を解除し、又は本サービスの全部もしくは一部の提供を受けない場合であっても、受託者は既に受領した受講料その他一切の対価を返還しないものとする。

2 前項の定めにかかわらず、受託者の故意又は重過失に起因して本サービスの全部又は主要部分が所定の期間内に提供されなかったときは、受託者は提供不能部分に相当する受講料を、日割り計算その他合理的な方法により算定した額で返還するものとする。

3 天災地変、通信回線の大規模障害その他受託者の合理的支配の及ばない事由により本サービスの提供が一時的に停止又は遅延した場合、受託者は返金義務を負わない。ただし、当該停止又は遅延が連続して2営業日を超えるとときは、当事者は善意の協議を行い、必要に応じ前項に準じた返金又は代替提供の方法を定めるものとする。

4 本条に基づき返還すべき金銭が生じた場合、受託者は返還義務発生日から30日以内に返還するものとする。

5 受託者の損害賠償責任の範囲及び上限は第13条（損害賠償責任）の定めによる。ただし、本条第2項に基づく返金額は、当該上限に含まれない。

第5条（アカウントの管理条項）

1 受託者は、受講者1名につき1個の利用IDおよびパスワード（以下「アカウント」）を発行する。

2 委託者は、アカウントを当該受講者本人のみが使用し、第三者との共有、譲渡、貸与を行わせないものとする。

3 委託者は、前項に違反してアカウントを共有した場合、受託者に対し違反1件につき60万円の損害金を支払うものとする。ただし、受託者がこれを超える損害を被ったときは、その賠償を妨げない。

4 受託者は、アカウント利用状況をログにより監査できるものとし、委託者は受託者からの合理的な調査要請に協力する。

第6条（知的財産権）

1 本研修コンテンツにかかる著作権その他一切の知的財産権は受託者又は権利者に帰属し、委託者および受講者は本契約の定める範囲内でのみ当該コンテンツを利用できるものとする。

2 委託者および受講者は、受託者の事前の書面承諾なく、本研修コンテンツを複製、改変、送信可能化、公衆送信その他一切の方法で第三者に使用させてはならない。

第7条（費用負担）

受託者が本研修指導業務を行うために要する費用は、別途合意したものを除き、すべて受託者が負担する。ただし、業務遂行において交通費または宿泊費が発生する場合は、委託者の事前承認を得た上で、委託者が負担するものとする。

第8条（再委託の禁止）

1 受託者は、委託者の書面による事前承諾なく、本研修指導業務の全部または一部を第三者へ再委託してはならない。

2 受託者が前項に違反して再委託した場合の結果責任は、全て受託者が負うものとする。

第9条（秘密保持）

両当事者は、本契約に関連して知り得た相手方の営業上・技術上その他一切の情報を、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示・漏えいしてはならない。

第10条（個人情報の保護）

1 本契約における個人情報とは、委託者及び受託者が本研修指導業務を遂行するために、相手方に預託した一切の情報のうち、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に定める「個人情報」に該当する情報をいう。

2 委託者及び受託者は、本研修指導業務の遂行に際して個人情報を取り扱う場合には、それぞれ個人情報保護法及び本契約の定めを遵守して、本研修指導業務の目的の範囲において個人情報を取り扱うものとし、本研修指導業務の目的以外に、これを取り扱

ってはならない。

3 委託者及び受託者は、個人情報への不当なアクセス又は個人情報の紛失、盗難、改ざん、漏洩等（以下「漏洩等」という。）の危険に対し、合理的な安全管理措置を講じなければならない。また、委託者及び受託者は、個人情報を、本研修指導業務の遂行のためにのみ使用、加工、複写等するものとし、他の目的で使用、加工、複写等してはならない。

4 委託者及び受託者において、個人情報の漏洩等の事故が発生した場合には、漏洩等をした者は、相手方に対し、速やかに当該事故の発生日時・内容その他詳細事項について報告する。また、漏洩等をした者は、自己の費用において、直ちに漏洩等の原因の調査に着手し、速やかに相手方に対し調査の結果を報告するとともに、再発防止策を講じる。

第 1 1 条（有効期間）

本契約の有効期間は、契約締結日から研修受講期間満了日までとする。

第 1 2 条（視聴可能期間）

本研修コンテンツの視聴可能期間（以下「視聴可能期間」という。）は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。受託者は視聴可能期間中、受講者が LMS 上で本研修コンテンツを視聴できる環境を維持するものとし、視聴可能期間終了後、受講者は当該コンテンツを閲覧できないものとする。

第 1 3 条（損害賠償責任）

1 受託者は、故意または過失により委託者に損害を与えた場合、その一切の損害を賠償する責任を負う。

2 受託者の責任は、本研修指導業務に関して委託者が受託者に実際に支払った金額（消費税等を除く）を上限とする。

3 天災地変、通信回線障害その他当事者の合理的支配の及ばない事由（以下「不可抗力」という。）により生じた損害について、当事者は責任を負わない。

第 1 4 条（期間内解約）

委託者は、受託者に対し、解約日の 1 か月前までに書面で通知することにより、本契約を解約することができる。

第 15 条（解除）

受託者が本契約に違反し、相当期間内には是正しない場合、委託者は催告なく本契約を解除できる。

第 16 条（反社会的勢力の排除）

- 1 委託者および受託者は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
 - （1）自ら又は自らの役員若しくは実質的に経営権を有する者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から五年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと
 - （2）反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有しないこと
 - （3）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有しないこと
 - （4）反社会的勢力を利用していると認められる関係を有しないこと
 - （5）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有しないこと
 - （6）反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと
- 2 委託者及び受託者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の行為を行わないことを表明し、かつ保証する。
 - （1）暴力的な要求行為
 - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
 - （3）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - （4）風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - （5）その他前各号に準ずる行為
- 3 委託者又は受託者は、相手方が前二項のいずれかに違反したことが判明した場合、相手方に対して何らの催告を要せずして、直ちに本契約を解除することができる。
- 4 前項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、解除により相手方が被った損害を賠償するものとする。

第 17 条（協議）

本契約に定めのない事項または疑義が生じた場合、当事者は互いに誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

第 18 条（合意管轄）

本契約に関する紛争については、受託者の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 19 条（存続条項）

本契約が終了しても、第 6 条（知的財産権）、第 9 条（秘密保持）、第 10 条（個人情報の保護）、第 13 条（損害賠償責任）、第 16 条（反社会的勢力の排除）および本条の規定は有効に存続するものとする。

上記、契約締結の証として、本書の電磁的記録を作成し、委託者及び受託者が電子署名を施し、その電磁的記録を保管する。

【契約締結日】 令和 7 年 月 日

委託者：

所在地：

代表取締役：

受託者： 

所在地： 

代表取締役： 